

# 議会改革特別委員会

平成25年6月5日

葛城市議会



開 会 午前9時31分

**溝口委員長** 定刻になりましたので、ただいまより議会改革特別委員会を開催いたします。ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開催いたします。

前回に続き、タイトなスケジュールで委員会を進めております。皆様のご協力を得まして、着々と物事が決まっていておりますので、きょうも、皆様のご協力を得て委員会がスムーズに進みますよう、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

白石委員が、前回から欠席の通告がありました。

それから、委員外議員の出席として、春木議員、吉村議員が出席されております。

また、一般の傍聴1名があります。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**溝口委員長** 異議なしと認め、傍聴人の入室を認めます。

(傍聴人入室)

**溝口委員長** なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

所管事項の調査について、まず(1)議会改革について。

葛城市議会委員会条例の改正についてを議題といたします。

本件につきましては、これまで2回の委員会を開催させていただき、議員定数の削減に伴います常任委員会の数や、委員定数、所管や常任委員会の名称について、また、議会運営委員会の委員定数についてご協議願ひ、前回おおむね改正案がまとまったところであります。本日は、前回まとまりました事項に基づき、葛城市議会委員会条例の改正案、及び新旧対照表(案)を作成し、お手元にお配りさせていただいておりますので、その内容について皆様ご確認をいただきたいと思います。

事務局の方から、お配りしております条例改正案と新旧の対照表(案)について、簡単に説明を願ひます。

局長。

**寺田事務局長** 失礼します。それでは、葛城市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)の、まず1枚目の本文を説明させていただきます。まず朗読させていただきます。

葛城市議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第2項第1号中、「6人」を「5人」に改め、同項第2号中、「民生水道常任委員会」を「生活福祉常任委員会」に、「6人」を「5人」に改め、「、上下水道部」を削り、同項第3号中、「6人」を「5人」に改め、「都市整備部」の次に「、上下水道部」を加える。第4条第2項中、「7人」を「8人以内」に改める。附則、この条例は平成25年11月1日から施行する、となっております。

次に、2枚目の委員会条例の新旧対照表をお願いいたします。まず、左側が旧の方で、右

の方が新となっております。改正箇所のアンダーラインは赤を引いておりまして、それが改正箇所となっております。先ほどの委員会条例の中で、第2条ですが、ちょうど下の方に書いておりますが、第2条の第2項第1号で、まず総務文教常任委員会の6人が、右の方を見ていただきましたら、新の方では5人となっております。それから、次に民生水道常任委員会につきましては、同じく旧の方が6人、それが右の方に行っていただきまして5人、それから、常任委員会の名称につきましても、民生水道常任委員会が生活福祉常任委員会に改正になっております。

それから、所管につきましても同じく、上下水道部が都市産業常任委員会の方に変わりますので、それは削除となっております。

次、2ページをお願いいたします。第3号で、都市産業常任委員会、この定数につきましても6人から5人となっております。そして、所管につきましても、上下水道部が加わっております。それから、最終ページですが、先ほども同じく言いました附則で、施行期日につきましては平成25年11月1日からとなっております。

以上で簡単ですが、新旧対照表、そして本文の説明を終わらせていただきます。

**溝口委員長** これが抜けている。

**寺田事務局長** 失礼しました。済みません。2ページの第4条ですが、こちらの方は議会運営委員会となっております。第4条の方で委員の定数が7人となっておりますが、新の方では8人以内となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。失礼しました。

**溝口委員長** ただいま説明をいただきました。本日は、前回取りまとめました事項に基づき、葛城市議会委員会条例の改正案、及び新旧対照表ということで、今、委員各位にはご確認をいただいたところでありまして、改正内容については再度確認いたしますが、常任委員会の数につきましては、これまで同様、3常任委員会のままとし、それぞれの定数につきましては、6名から5名としております。そして、所管につきましては、これまで民生水道常任委員会の所管となっております上下水道部を都市産業常任委員会の所管といたしまして、これに伴い、民生水道常任委員会の名称を生活福祉常任委員会とさせていただいております。また、その他の所管や常任委員会の名称につきましては、変更はございません。また、議会運営委員会の定数につきましては、これまで7名としておりましたが、8名以内と改正しております。最後に、施行日につきましては、次回の一般選挙後、平成25年11月1日からということになっております。これらの改正案の内容に準じた条例改正、及び新旧対照表を参考に添付させていただいております。

この点につきまして、何かご意見があれば承りたいと思いますが、ありませんか。

中川委員。

**中川委員** 条文の関係じゃないんですが、ちょっとわからないところがあるんです。この文言の中で、具体的に言ったら2ページですかね、都市産業常任委員会の6人が5人、その後の都市整備部、この後ろ、「上下水道部」という1つの言葉にされているんです。ところが、その第4条第2項中、7人の場合、7人の前に点があるんだけど、こっち、8人以内とするとか、

こういうこの点の取扱いというのは、全部統一ではないんですね。「7人」を「8人以内」にするといったら、上の「上下水道部」になる、この点の取扱いは、他市町村の条例改正をひな形にされたのか、それとも独自の判断でされたのか、ちょっと気になる。単純なことなんですけど。文言で決まった以上、変えられないということだと思いますんでね。私が言っている意味、おわかりになりますか。文書の表示の違いが、どう違うのかなと思ひましてね。特に2ページでちょうどいい例が出ていますんでね。(3)の都市産業常任委員会6人、産業観光部、都市整備部、この点を後ろの加入する上下水道部へ持っていくのを、今度下の7人の場合、7人ただの8人以内と、前の点は、「は」の後ろですね、この点は入らないのかなと思ひてね。別に統一でなくていいんか。

**溝口委員長** 局長。

**寺田事務局長** 失礼します。今のご質問の関係ですが、まず都市産業常任委員会の旧の方に、農業委員会の間にこれが入りますので、上下水道部の前に「、」がつきまして、それから、第4条の7人が8人以内となるのは、ただ7人という間に何も入りませんということで、総務の法制の担当の方で確認させていただいて、こういう形で整理ということで聞いております。

以上です。

**中川委員** ありがとうございます。わかりました。

**溝口委員長** それではほかに。

阿古委員。

**阿古委員** 附則の部分なんですけども、これは合併したときの、合併したとき、たしか31人でスタートしたのかな。そのときの部分で、この条例をつくったときに附則としてつけた部分やと思うんですけども、この附則の部分をおののまま残しておくべきなのかどうかというのは、どういう理解の仕方かこの部分が残っているのかというのは、事務局の方に聞かしてもらいたい。というのが、今度左側の方が今回改正になるわけで、そうすると6人やとかいう部分がもう出てこないんですよ。それに対して、附則だけが旧の条例の部分について残っていると、読みかえるとかそういうところが難しくなるから、そやから、消せるんやったら僕としては消してもええんとちゃうかなというね。附則の上の部分の2と3は消してもいいんとちゃうかなという気もするんやけども、そういう整理というのは、事務方の方はどのように。

**溝口委員長** 局長。

**寺田事務局長** こちらの点につきましても、旧の方のこういった附則は順番に残るということで、最後に新しい改正の附則がつけ加わってくるということで聞いておりますねんけど、再度、法制の担当の方で確認させていただきますので、その点はよろしいでしょうか。法制の担当の方で確認しましたら、古いものを残していくというような形で聞いておりますねんけど、もう一度念のために確認はしておきます。済みません。

**溝口委員長** 阿古委員。

**阿古委員** それで結構です。古いものの方で残ってくるやつやと、ぱっと附則を見たときに、ここ、こう変わったんやというのがわかるけど、今の話やないけど、古いものがもうまるっきり変わってしまうから、そうすると、附則でこれ何の附則なんやというのがわからないから、そ

やから、もう一度だけちょっと確認だけしといてください。

**溝口委員長** 今ご意見がありました、この附則の過去の条例文について、法整備の上で残していくということなんですが、一般的に見た場合にちょっと誤解を招く部分もありますので、この部分について、行政上残す必要があるのかどうか、もう一回確認をお願いしたいと思います。ほかに意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

**溝口委員長** ないようですので、今意見をいただいたことにつきましては確認をさせていただきます。なお、変更いたしましたこの条例改正案につきましては、来る6月の定例会に、葛城市議会委員会条例改正議案として提出をしたいと思います。議案の提出者につきましては、前例によりまして、委員長が提出者ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**溝口委員長** それではそのようにさせていただきます。よろしくお願いいたしたいと思います。

なお、提出者の名前につきましては、この議会改革特別委員会の委員全員の署名をいただきたいと思います。

なお、今後の議会改革の今の条例案につきましては、議長にお願いいたしまして、全員協議会で、全議員の皆さんに報告事項として報告いたします。その後、議長に条例改正案の提出をし、議会運営委員会で、この取扱いについてお諮りをしていただきたいと思います。

なお、この委員会につきましては、議員定数15名、及び議会の各委員会数、委員会名、委員数、それから議会運営委員会の委員数等について決定したということで、もう一度皆様のご確認をいただきたいと思いますが、承認いただけますか。

(「はい」の声あり)

**溝口委員長** そしたら、当委員会につきましては、この条例改正案を6月定例議会に議員提案として提出していきたいと思います。

きょうの案件につきましては以上なんですが、前回ある委員の方からお話がありました、この議会改革特別委員会、実は去年の11月から新たなメンバーで審議をしまいいっておるんですが、そのときに審議事項としてご確認をいただいたのが、1つは11項目ありまして、1、議会基本条例制定について、2、定数削減について、3、議員報酬について、4、会派制度について、5、政務活動費について、6、議会報告会、大字懇談会について、7、日曜議会、夜間議会の開催について、8、子ども議会の開催について、9、議会だよりの充実について、10、議会インターネット中継について、11、議員間討議について、という11項目を確認していただき、この1年間の特別委員会の中でいろいろ協議、審議をしていくということになっておりました。

今、既に終わっているのが、2番の議員定数、これは2.1ぐらいで、常任委員会の関係ですね、これをきょう決めていただきました。それから、9番の議会だよりの充実ということで、議会だよりの既にナンバー9号ですかね、発刊をしまいいっております。2番及び9番が大体終わったというところであります。

もう一つは、1番の議会基本条例の制定についてというのが、これらを決めていくことに

よって、要するに議会の基本条例の骨子がだんだんと決めていかれるということなので、同時進行的に基本条例の制定の作業も進んでいるというふうに私は理解しております。

今後、約10月末までですので、4カ月ですかね、6、7、8、9、まあ4カ月弱ぐらいの日程しかありませんが、ここで今出しましたどの項目を、次の委員会から集中的に検討、改革を進めていくかということに皆さんのご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

これをちょっとみんなに配ってくれへん。でないとわからんから。

(資料配付)

(「これは、その他の項目での委員会としての報告書なんですか」の声あり)

**溝口委員長** そうです。委員会としてです。

今、私の方から説明させていただいて、皆さんに協議をお願いしているのは、この課題についての上の部分ですね。これまで議会改革特別委員会で各委員から提案された審議事項ということで、11項目あります。その中の2番目の議員定数削減については既に終わり、常任委員会についてのもろもろの案件もきょう決まりました。9番目の議会だよりの充実についても、今、日夜、編集委員のご努力により頑張らせていただいています。これらは、1番の議会基本条例の中の決め事を同時進行的に決めておるという認識を持っていただきたいと思えます。

そこで、あと残っている3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番という中で、全てを当委員会で特別委員会で決めることはちょっとタイトなこと、時間的にタイトになってきていますので、集中的に方針だけでも打ち出していきたいなと思えますので、どの部分を次手がけたらどうだ、ということのご意見をお聞きしたいと思います。ご意見がなければ、もう委員長、副委員長2人の中で、次回の開催から集中協議をしていただく項目を決めてかかりたいと思えますが、もし委員の各位でご意見があればお聞かせ願いたい。

川辺委員。

**川辺委員** こんな3番の議員報酬とか、こんなんはもう、ここらで決められるわけ。

**溝口委員長** いや、決められない。

**川辺委員** いや、まあ言うたら。意見出してもろたら。

**溝口委員長** 報酬の中身は決められなくても、議会の改革として報酬委員会なりに答申はできますわね。

**川辺委員** 答申していくわけやね。

**溝口委員長** はい。よろしいですか。

**川辺委員** はい。

**溝口委員長** 今、川辺委員の方から言われた、例えば、議員報酬とか政務活動費とか、少なくとも今、議員定数を削減して議会改革の大きな柱を1つ打ち出したわけですので、私から言いますと、当委員会の委員長として、議員報酬及び政務活動費については、15名体制になったときに、15名の議員の中で新たな課題として取り組んでいただいたらどうかなという気持ちは持っております。

朝岡委員。

**朝岡委員** このたび、各委員会条例の改正が行われまして、15人体制のもとで、今後、常任委員会の人数体制のご議論をいただいて、このような形できょう皆さんのご同意を得たということで、大変、正副委員長様にはご苦勞をおかけいたしましてありがとうございました。

その中で、今後の課題ということで、今、委員長の方から、11月にこのメンバーで発足以来、議論を今後続けていくという中で、項目をさまざま挙げていただいたんですけども、私の意見とすれば、ずばりじゃないんですけどね、この10番の議会インターネット中継とありますけれども、インターネット中継をするということじゃなくて、よくこのごろ先進地の事例を見ていると、特に行政も今後、バイタルサインであるとか、買い物難民の方へタブレットを配給して、その画面上で買い物をするような、そういったインターネットを駆使しながらサービスの向上をしているという中で、先進地の議会の中では、議員にそれぞれ端末を提供して、インターネットも使いながら、さまざまな、ペーパーレスということもありますけれども、そういった端末も使いながら、さまざまな議会活動を有意義にしておられるというということを聞いておまして、特にご存じのように、今回公職選挙法も変わって、インターネットを通じての選挙活動もできるということで、当然、間もなく告示される参議院選挙を初め、それから先の私どものこの選挙においても、インターネット等も使って、公示期間中であれば、さまざまな支持依頼もできる、こういうふうなことも公職選挙法でも変わったところがございますので、そういった意味から、お金もかかることですから、これは行政当局ともしっかり、事務局長とまた話もしていただくわけなんですけど、そういった今後タブレット等の端末を使う、本会議場、またこういった常任委員会等で、そういったものを利用しての議会活動といいますか、今後の議会運営にどう携わっていくのかということも少し皆さんのご意見を聞きながら、メリットはたくさんあるし、デメリットもあると思うんです。ただ、今後は行政としてもそういうようなサービスを提供していくという中で、やはり端末を使いながら、もっと高度な議論もできるということと、今言う、公職選挙法も改正されたというようなこともあって、身近にインターネットやタブレット端末を感じていただくという意味でも、この議会改革の中で一度そういった協議もしていくべきではないかな、このように思いました。

以上です。

**溝口委員長** ほかにありませんか。

きょうは別に、ご意見をお聞きする場として皆さんに提案させていただいてますので、これを決めて次回からやろうということではありませんので、これから先の議員活動として、議会改革につながるような内容を取り組んでいきたいなど。物事が全て決まらなくても、議会改革特別委員会の中で方針的にこういったことが煮詰まってきたよということで、次の15人体制の議員の議会の中で採用されていたらどうかなというふうに私は思います。

今、朝岡委員の方から言われました、確かに法改正もされて、早々にこの参議院選挙から、インターネットによるこういった選挙活動というのが認められてきておりますので、葛城市議会も新たな手法として、こういうことも取り組み始めるということも私は大事かと思いま

す。当然ながら、そこに、その技にたけた人が優位になる、優位にならんという話もありますのでね、するとすれば議会全体でそういったことから始めるということも大事になるかもわかりませんね。

ほかにありませんか。

今お聞きしているところでは、議員報酬とか政務活動費にかかわる、こういった議員の報酬にかかわる件については、意見として特別委員会の中でまとめることはできますが、実際に決めるのはそういった別の機関でありますので、これは私委員長としては、次の15人体制で進められたらどうかなと思います。

また、4番の会派制度につきましても、議会運営委員会の数を今回7名から8名以内と枠をちょっと広げております。これは次回の開催におきまして、どういった会派で議会構成がされるかということも、ちょっと未知数な点がありますので、この点についてもご配慮をお願いしたいと思います。

今のところ、出されている案件につきましては、10番の議会インターネットの中継、これ、インターネットによる中継なんですけど、今、朝岡委員から言われたのは、端末を利用したインターネットによる議会議員活動ということに少し踏み込んだらどうか、ということでありました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**溝口委員長** ないようでしたら、まず今回、昨年11月から発足しています議会改革特別委員会の今後の審議活動につきましては、今のご意見をお聞きしながら、委員長、副委員長で、議長、副議長ともご相談しながら次の課題について決めていきたいと思いますが、ご一任いただけますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

**溝口委員長** そしたら、そのようにさせていただきたいと思います。

本日の議会改革特別委員会につきましては、協議案件、及び調査案件についてはこの程度でありますけど、ほかに何かご意見でもあればお聞きしますが、ありませんか。

(「なし」の声あり)

**溝口委員長** ないようですので、ここで委員外議員の方のご意見があれば。ありませんか。  
春木議員。

(春木議員の発言あり)

**溝口委員長** 委員外議員の方からそういったご意見がありますので、正副委員長として参考にさせていただきたいと思います。

それでは、きょうの特別委員会、皆様のご協力によりまして、スムーズに議事進行ができましたことを感謝いたしまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会 午前10時01分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

溝 口 幸 夫